### その他資料3

令和4年(2022年) 10月28日 産業労働部 労働雇用課 調査情報係 木下 育夫(課長) 小池 みゆき(担当) 電 話 026-235-7119(直通)

026-232-0111 (内線 2475)

ファクシミリ 026-235-7327

電子メール rodokoyo@pref. nagano. lg. jp

4 労雇号外 令和 4 年(2022 年) 10 月 7 日

課 (室) 長 現 地 機 関 の 長 会 計 局 課 長 企 業 局 課 長 県 議会事務局課長 製育委員会事務局課長 監査委員会事務局長

産業労働部長

#### 令和4年最低賃金改定の周知及び履行確保について(依頼)

最低賃金制度に基づく長野県の最低賃金が下記のとおり改定されました。

つきましては、長野労働局が作成した周知用リーフレットを送付しますので、最低賃金について適切な履行が確保されるよう御配意願います。

なお、最低賃金が年度途中に改定されましたので、貴課(室・所)事業において、業務委託先等で最低賃金法違反が発生することのないよう、重ねて御配意願います。

記

1 改定後の最低賃金時間額 908円(改定前877円から31円引き上げ)

2 発効年月日 令和4年10月1日

### 労働雇用課調査情報係

木下 育夫(課長) 小池 みゆき(担当)

電 話 026 - 235 - 7119 (内線 2475)

ファクシミリ 026 - 235 - 7327

電子メール rodokoyo@pref.nagano.lg.jp



長野県 最低賃金

908 円

令和4年 10月1日から

1 31 HUP

会社員、パート、 アルバイトの方、学生さんなど 働くすべての人と 雇う人のためのルールだよ!



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に関する特設サイト https://www.saiteichingin.info/ 最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは長野労働局または最寄りの労働基準監督署へ 長野労働局ホームページアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/ 中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金 最大 600万円 を助成



「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を 保障する制度のことだよ!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、 すべての労働者に適用されます。



# 確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、 低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)									
1	時間給の場合	時間給	∄ ≧	最低賃金額(時間額)					
2	日給の場合	日 給	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額	₽ ≥	最低賃金額(時間	間額) 円
3	月給の場合	月 給	÷	か月の平均所定労働時間   時間	=	時間額	₽ ≧	最低賃金額(時間	間額) 円
4	上記       1,2,3       が       例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合			<ul> <li>基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す</li> <li>各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す</li> <li>① ●と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)</li> </ul>					
(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当									

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



# 業務改善助成金

600万円を

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で 最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る 中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備 投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費 用の一部を助成します。

○※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ



### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の 動画もあります。



支給の要件





引上げ後の 賃金額の支払い



生産性向上に資する 機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の 不交付事由がない

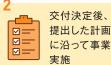
設備投資等に要した 費用の一部を助成

助成金 支給まで の流れ



交付由請書: 事業実施計画などを、 事業場がある都道府県







労働局に 事業実施結果





専門家による 無料相談を 実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方 改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター 検索、

働き方改革 推進支援 資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の 引上げに取り組む者に対して、 設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙・ リサイクルできます。

(R49)